

第53回 定時株主総会 招集ご通知

● **開催日時**

2020年6月23日(火曜日) 午前10時

(当日受付(入場)は午前9時より開始いたします。)

● **開催場所**

東京都新宿区西新宿三丁目7番1号

新宿パークタワー パークハイアット東京

39階 ボールルーム

(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

● **決議事項**

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役9名選任の件

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

新型コロナウイルスの感染防止を目的として、株主懇談会およびご出席株主様へのお土産は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本株主総会へのご出席をご検討されている株主様におかれましては、ご自身の体調をご配慮の上、慎重にご判断いただきますようお願い申し上げます。またご来場の際は、マスク着用などの感染予防策にご配慮いただきご来場くださいますようお願い申し上げます。なお接触感染リスク低減のため、座席間隔を拡げることから、ご用意できる席数が限られます。当日ご来場いただきましてもご入場いただけない可能性もあるため、あらかじめご了承ください。

Our Vision

経営理念

- 毛髪コンサルタントを使命とし、お客様に満足頂ける毛髪文化を創造します。
- よりポジティブな生き方、より美しく輝きのあるライフスタイルを提唱します。
- グローバル・ネットワークで、最高の品質と最良のサービスを提供します。
- 広く社会から信頼される経営を通して、常に豊かで潤いのある未来を築いていきます。



平素より格別のご支援ならびにご高配を賜り誠にありがとうございます。

当社第53回定時株主総会招集ご通知をお届け致します。

現在、新型コロナウイルス感染症の蔓延が私たちの生活に大きな影響をもたらしています。お亡くなりになられた方に哀悼の意を表するとともに、ご遺族の方には心よりお悔やみ申し上げます。また、感染が確認された方には、一日でも早い回復を願っております。

さて、2019年度(2020年3月期)の国内経済は、緩やかな回復基調の兆しが見られたものの、米中貿易摩擦やパンデミックなどによる世界的な経済の減速懸念により、先行きが不透明な状況で推移いたしました。

代表取締役会長兼社長

五十嵐 祥剛

ふやしたいのは 笑顔です。

今後も潜在的な需要は緩やかながらも拡大していくものと考えておりますが、隣接業界を含めた新規参入企業や同業他社との競合激化などにより、当社を取り巻く事業環境は引き続き厳しさを増していくものと思われま

こうした環境下、本年度もアートネイチャーグループの総力を挙げ、「ふやしたいのは笑顔です。」をモットーに、お客様のニーズに応えた最高品質の商品と最良のサービスを提供し、業績拡大に取り組み、日々業務に邁進してまいります。

株主の皆様には、引き続きより一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

■ 招集ご通知	3
---------	---

■ 議決権行使のご案内	5
-------------	---

■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	7
第2号議案 取締役9名選任の件	8
第3号議案 補欠監査役1名選任の件	14

■ 提供書面	
■ 事業報告	
1. 企業集団の現況に関する事項	16
2. 会社の現況	26
■ 連結計算書類	34
■ 計算書類	37
■ 監査報告書	40

■ (ご参考) 中期経営計画	45
----------------	----

証券コード 7823

2020年6月8日

株 主 各 位

東京都渋谷区代々木三丁目40番7号

株式会社アートネイチャー

代表取締役会長兼社長 五十嵐 祥剛

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2020年6月22日（月曜日）午後6時30分までに**議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

電磁的方法（インターネット）による議決権行使の場合

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力、ご送信ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、6頁に記載の内容をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号
新宿パークタワー パークハイアット東京 39階 ボールルーム
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
- 報告事項 1. 第53期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第53期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件
4. 招集にあたっての取締役会のその他の決定事項
- (1) 代理人による議決権行使
代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、議決権行使書用紙、代理権を証明する書面に押印された印鑑証明書またはパスポート、運転免許証もしくは各種健康保険証の写しその他の株主様ご本人を確認できる資料とともに代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- (2) 議決権の不統一行使に際してのご通知方法
株主様がその有する議決権を統一しないで行使される場合には、株主総会の日の3日前までに、当社に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を書面によりご通知ください。
- (3) 議決権の重複行使
- ①書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。
- ②インターネットによる議決権行使により重複して議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとしたします。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお当社は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社のウェブサイト（URL <https://www.artnature.co.jp>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- ・新株予約権等の状況
- ・業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要
- ・連結注記表
- ・個別注記表

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社のウェブサイト（URL <https://www.artnature.co.jp>）に掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。後記の株主総会参考書類（7頁～14頁）をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。

以下の3つの方法により行使いただくことができます。



株主総会への出席による議決権行使

議決権行使使用紙を会場受付にご提示ください。
(ご捺印は不要です。)

株主総会
開催日時

2020年6月23日(火) 午前10時

場 所

東京パークタワー ハイアット東京 39階 ボールルーム



「議決権行使書」を郵送する場合

議決権行使使用紙に賛否をご標示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
(下記の行使期限までに到着するようご返送ください。)

行使期限

2020年6月22日(月) 午後6時30分到着分まで

議決権行使使用紙のご記入方法のご案内

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1、3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

インターネットによる議決権行使に必要な、議決権行使コードとパスワードが記載されています。

【議決権行使のお取り扱いについて】

議決権行使書用紙において、各議案につき賛否のご表示のない場合は、「賛」の意思表示があったものとして取り扱うこととさせていただきます。



インターネットによる議決権行使

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、下記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力、ご送信ください。

行使期限

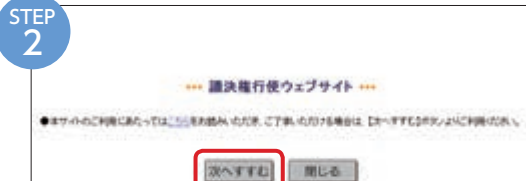
2020年6月22日(月) 午後6時30分まで

議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」が必要となりますので、ご準備ください。

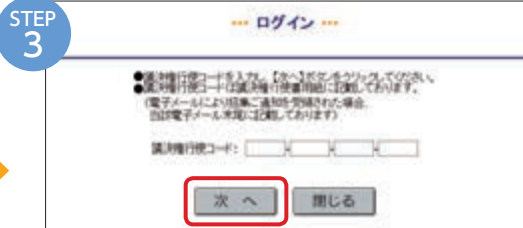
<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

◆ 議決権行使ウェブサイトでの行使手順

STEP 1 上記のURLを入力し、議決権行使ウェブサイトへアクセス。



「インターネットによる議決権行使について」をお読みいただき、「次へすすむ」をクリック。



「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック。パスワード変更画面がでますので、初期パスワードを入力し、株主様がご使用になるパスワードを登録してください。

STEP 4 以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

ご注意

- パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本株主総会終了まで、大切に保管ください。パスワードのお電話などによるご照会には、お答えすることができません。
- パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされてしまった場合、画面の案内にしたがってお手続ください。
- 議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続環境にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合もございます。

ご了承いただく事項

- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる行使を有効な行使として取扱いいたします。
- インターネットで複数回数、議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取扱いいたします。

お問い合わせ先について

インターネットによる議決権行使で、パソコンの操作方法などがご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部
インターネットヘルプダイヤル

電話 0120-768-524 (フリーダイヤル)
(受付時間9:00~21:00 土・日・祝日を除く)

○ 株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要課題の一つとして認識しており、経営基盤の強化、財務体質の強化、及び将来の事業拡大のための内部留保の充実を勘案しつつ、株主の皆様への安定配当の維持に努めることを基本方針としております。

第53期の期末配当につきましては、上記基本方針に基づき、当期の経営成績等を総合的に勘案した上で、普通配当14円を実施いたしたいと存じます。

1 配当財産の種類

金銭といたします。

2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金14円

なお、この場合の配当総額は458,657,654円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日

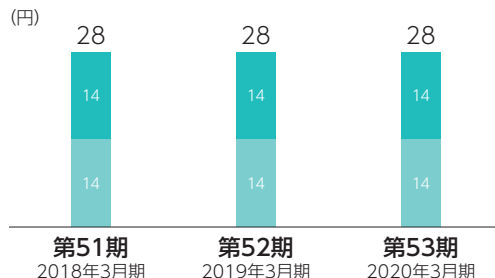
2020年6月24日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

ご参考 配当金の推移

■ 中間配当 ■ 期末配当



第2号議案 取締役9名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役9名全員が任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における地位 又は他の会社における地位等	取締役会 出席回数
1	再任 五十嵐 祥剛	代表取締役会長兼社長	18回/18回
2	再任 森安 寿一	専務取締役 兼上席執行役員 営業本部長	18回/18回
3	再任 五十嵐 啓介	常務取締役	18回/18回
4	再任 内藤 功	常務取締役	18回/18回
5	再任 川田 孝志	常務取締役 兼上席執行役員 営業本部副本部長	18回/18回
6	再任 川添 久幸	取締役 兼上席執行役員 生産本部長	18回/18回
7	再任 佐竹 圭介	取締役 兼上席執行役員 営業本部副本部長	18回/18回
8	再任 長尾 二郎	社外 独立 取締役	18回/18回
9	再任 小橋川 保子	社外 独立 取締役	18回/18回



候補者番号

1

再任

い が ら し よ し か た
五十嵐 祥剛
(1941年8月1日生)

所有する当社の株式数
6,175,640株

履歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1967年4月 当社創業者故阿久津三郎の営むかつら事業に参画（当社前身）
1967年6月 当社設立時に入社
1977年10月 (株)アートネイチャー関西設立
代表取締役社長
1981年10月 (株)アートネイチャー四国設立
代表取締役社長
2000年4月 当社代表取締役社長
2000年8月 (株)アートネイチャー東京代表取締役社長
2001年3月 (株)アートネイチャー千葉代表取締役社長
(株)アートネイチャー古都代表取締役社長
2002年9月 EUROTECH HAIR SYSTEMS, INC. (現ARTNATURE PHILIPPINES INC.) 取締役会長
2004年2月 BICOL HAIR EXPORT CORPORATION取締役会長
2007年7月 当社代表取締役会長兼社長
2015年8月 当社代表取締役会長兼社長兼上席執行役員広告宣伝部長
2016年4月 当社代表取締役会長兼社長（現任）

〔重要な兼職の状況〕

- ARTNATURE MANUFACTURING PHILIPPINES INC. 取締役会長
ARTNATURE LANDHOLDING PHILIPPINES INC. 取締役会長
アイトゥーザマ
瓊特丽发(上海)貿易有限公司董事長
ARTNATURE SINGAPORE PTE. LTD. 取締役会長
ARTNATURE MALAYSIA SDN.BHD. 取締役会長
ARTNATURE (THAILAND) CO.,LTD. 取締役会長

取締役候補者とした理由等

創業期から長年に亘り、当社の様々な部門に精通する等、当社の業務について幅広い知見を有しており、また、経営者としての豊富な経験と毛髪業界に関する幅広い見識により、これまでも当社経営陣のトップとして強力なリーダーシップを発揮していることから、引続き取締役候補者となりました。



候補者番号

2

再任

もり やす ひさ かず

森安 寿一

(1958年11月15日生)

所有する当社の株式数
123,700株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1991年 5月 (株)アートネイチャー関西入社
- 2005年 4月 当社店舗営業部長
- 2008年 4月 当社執行役員営業本部副本部長
- 2009年 4月 当社上席執行役員営業本部長
- 2009年 6月 当社取締役兼上席執行役員営業本部長
- 2011年 4月 当社取締役兼上席執行役員メンズ営業本部長
- 2012年 4月 当社常務取締役兼上席執行役員メンズ営業本部長兼レディース営業本部長
- 2015年 8月 当社常務取締役兼上席執行役員営業本部長
- 2017年 8月 当社専務取締役兼上席執行役員営業本部長（現任）

取締役候補者とした理由等

長年に亘り、当社のメンズ・レディースの両業務に携わり、2009年より営業本部長を務めており、また、当社の営業トップとして豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号

3

再任

い が ら し けい すけ

五十嵐 啓介

(1971年12月8日生)

所有する当社の株式数
989,200株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1998年12月 (株)アートネイチャー関西入社
- 2007年10月 当社広告宣伝部長
- 2008年 4月 当社執行役員広告宣伝部長
- 2008年 6月 当社取締役広告宣伝部長
- 2009年 5月 当社取締役兼上席執行役員広告宣伝部長
- 2010年10月 当社取締役兼上席執行役員広告宣伝部長兼チャンネル開発室長
- 2012年 4月 当社常務取締役
- 2013年 4月 当社常務取締役兼上席執行役員広告宣伝部長
- 2015年 8月 当社常務取締役（現任）

【重要な兼職の状況】

(有)アイ・コーポレーション代表取締役社長

取締役候補者とした理由等

2007年より、当社の重要な戦略部門である広告宣伝部の部長を務め、2015年より営業本部担当として地域強化担当を務めるなど、当社の業務について豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号

4

再任

ないとう いさお

内藤 功

(1959年7月28日生)

所有する当社の株式数
98,000株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1982年4月 (株)富士銀行（現(株)みずほ銀行）入行
 2006年5月 (株)みずほ銀行厚木支店長
 2009年5月 当社入社 経営企画部理事 当社執行役員経営企画部長
 2012年4月 当社上席執行役員管理本部長兼経営企画部長
 2012年6月 当社取締役兼上席執行役員管理本部長兼経営企画部長
 2013年4月 当社取締役兼上席執行役員経営管理本部長兼経営企画部長
 2014年1月 当社取締役兼上席執行役員経営管理本部長兼経営企画部長兼人事部長
 2016年4月 当社常務取締役兼上席執行役員人事部長
 2016年8月 当社常務取締役（現任）

〔重要な兼職の状況〕

アイトフリエフ
 瓊特丽友（上海）貿易有限公司董事 ARTNATURE SINGAPORE PTE. LTD. 取締役
 ARTNATURE MALAYSIA SDN.BHD. 取締役 ARTNATURE (THAILAND) CO.,LTD. 取締役
 NAO-ART(株) 取締役

取締役候補者とした理由等

2009年の入社以来、当社の経営戦略を担う経営企画部長を務め、2012年から管理本部長を兼務、2016年からは海外事業担当も務めるなど、当社の業務について豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号

5

再任

かわた たかし
川田 孝志

(1958年11月16日生)

所有する当社の株式数
45,400株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1982年4月 (株)住友銀行（現(株)三井住友銀行）入行
 2008年4月 (株)三井住友銀行横浜駅前支店長
 2013年3月 当社入社 営業企画部理事
 2013年4月 当社営業企画部長
 2015年8月 当社執行役員営業企画部長
 2016年4月 当社上席執行役員営業本部副本部長兼営業企画部長
 2016年6月 当社取締役兼上席執行役員営業本部副本部長兼営業企画部長
 2017年8月 当社常務取締役兼上席執行役員営業本部副本部長兼営業企画部長
 2018年6月 当社常務取締役兼上席執行役員営業本部副本部長（現任）

〔重要な兼職の状況〕

(株)AN友の会 代表取締役社長 NAO-ART(株) 取締役

取締役候補者とした理由等

2013年の入社以来、当社の営業戦略を担う営業企画部長を務め、2016年より営業本部副本部長としても業績の推進と管理の両面においてその実力を発揮するなど、当社の業務について豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号

6

再任

かわぞえ ひさゆき

川添 久幸

(1958年12月24日生)

所有する当社の株式数
22,000株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1995年11月 (株)アートネイチャー中部入社
- 2002年4月 当社営業統括本部営業管理部長
- 2003年10月 当社村上商品センター部長
- 2004年7月 当社生産本部副本部長
- 2007年7月 当社生産本部長
- 2008年4月 当社上席執行役員生産本部長
- 2009年6月 当社取締役兼上席執行役員生産本部長（現任）

〔重要な兼職の状況〕

ARTNATURE MANUFACTURING PHILIPPINES INC. 取締役社長
ARTNATURE LANDHOLDING PHILIPPINES INC. 取締役副会長

取締役候補者とした理由等

2007年から、当社の生産本部長を務めると共に、生産戦略上重要な拠点であるフィリピン生産子会社の社長も兼務して、グローバルな生産ネットワークに精通するなど、当社の業務について豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号

7

再任

さ たけ けい すけ

佐竹 圭介

(1956年10月5日生)

所有する当社の株式数
32,900株

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1992年1月 (株)アートネイチャー関西入社
- 2005年4月 当社新規営業部長
- 2008年4月 当社執行役員営業本部副本部長
- 2010年4月 当社上席執行役員J〇営業本部長
- 2012年4月 当社上席執行役員J〇営業本部長兼J〇営業部長
- 2012年6月 当社取締役兼上席執行役員J〇営業本部長兼J〇営業部長
- 2014年4月 当社取締役兼上席執行役員J〇営業本部長兼J〇事業開発部長
- 2015年12月 当社取締役兼上席執行役員J〇営業本部長兼J〇店舗営業部長兼J〇事業開発部長
- 2016年4月 当社取締役兼上席執行役員J〇営業本部長兼J〇営業部長
- 2016年6月 当社取締役兼上席執行役員ジュリア・オージェ営業本部長兼ジュリア・オージェ営業部長
- 2017年4月 当社取締役兼上席執行役員ジュリア・オージェ営業本部長
- 2018年6月 当社取締役兼上席執行役員営業本部副本部長（現任）

〔重要な兼職の状況〕

(株)アート三川屋 取締役

取締役候補者とした理由等

長年に亘り営業部門に従事し、2010年から、当社の既製品ウィッグ事業部門であるジュリア・オージェ営業本部長を務めるなど、当社の営業トップとして豊富な経験と知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。



候補者番号

8

再任

社外

独立

ながおじろう
長尾 二郎
(1967年10月6日生)所有する当社の株式数
一株**略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）**

1995年4月 弁護士登録 青木・関根・田中法律事務所入所
 2012年4月 最高裁判所司法研修所民事弁護教官
 2014年1月 左門町法律事務所開設（現任）
 2014年6月 当社取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由等

弁護士として、長年培ってきた専門知識と豊富な実務経験の双方に基づき有意義な助言を頂くと共に、独立した立場から業務執行者等の職務の執行を監督して頂くことにより、当社取締役会の監督機能の強化が期待されることから、引き続き社外取締役候補者となりました。



候補者番号

9

再任

社外

独立

こばしかわ やすこ
小橋川 保子
(1965年7月9日生)所有する当社の株式数
一株**略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）**

1990年10月 中央新光監査法人入所
 2001年2月 公認会計士登録 小橋川会計事務所開業
 2006年6月 みかさ監査法人設立
 2015年6月 当社取締役（現任）
 2017年12月 J K & C R E W税理士法人設立（現任）

社外取締役候補者とした理由等

公認会計士として、長年培ってきた専門知識と豊富な実務経験の双方に基づき有意義な助言を頂くと共に、独立した立場から業務執行者等の職務の執行を監督して頂くことにより、当社取締役会の監督機能の強化が期待されることから、引き続き社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 五十嵐 啓介は、(有)アイ・コーポレーションの代表取締役社長であります。同社と当社の間には取引関係はありません。
 3. 長尾 二郎氏及び小橋川 保子氏は、社外取締役候補者であります。
 4. 長尾 二郎氏及び小橋川 保子氏は、現在、当社の社外取締役であります。それぞれの社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって長尾 二郎氏が6年、小橋川 保子氏が5年となります。
 5. 当社は、長尾 二郎氏及び小橋川 保子氏との間で、法令に定める最低責任限度額を限度として責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。本総会において各氏の再任が承認された場合、本契約を継続する予定です。
 6. 当社は、長尾 二郎氏及び小橋川 保子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令の定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、会社法第329条第3項の規定に基づき、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ほんぼう よしあき
本坊 嘉章
(1969年10月17日生)

所有する当社の株式数
一株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

- 1994年10月 太田昭和監査法人（現：EY新日本有限責任監査法人）入所
- 1998年4月 公認会計士登録
- 2006年7月 アーンストアンドヤング・トランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社（現：EYトランザクション・アドバイザリー・サービス株式会社）入社
- 2010年1月 本坊公認会計士事務所開設（現任）
- 2010年10月 税理士登録
- 2010年10月 本坊嘉章税理士事務所開設（現任）
- 2016年7月 清泉監査法人社員に就任（現任）

- (注) 1.補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
- 2.本坊嘉章氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 - 3.当社は、本坊嘉章氏が公認会計士及び税理士として専門的な知識と豊富な経験を有されていることから、社外監査役としての職務も適切に遂行していただけるものと判断しています。
 - 4.当社は、本坊嘉章氏が社外監査役に就任された場合には、本坊嘉章氏との間で、法令に定める最低責任限度額を限度として責任を負う旨の責任限定契約を締結する予定です。
 - 5.当社は、本坊嘉章氏が社外監査役に就任された場合には、当社は本坊嘉章氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

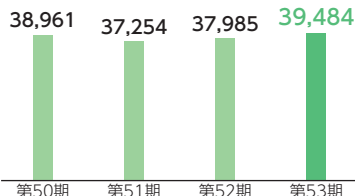
以上

（ご参考）業績のポイント

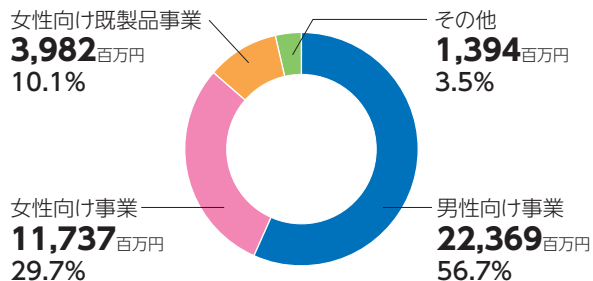
売上高

39,484百万円 前期比**3.9%**増

(単位:百万円)



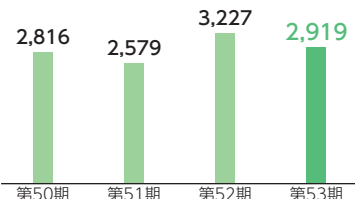
事業別売上高比率



営業利益

2,919百万円 前期比**9.5%**減

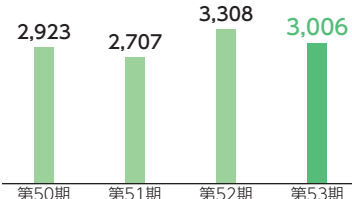
(単位:百万円)



経常利益

3,006百万円 前期比**9.1%**減

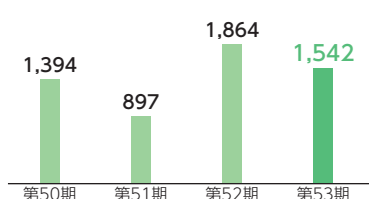
(単位:百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益

1,542百万円 前期比**17.3%**減

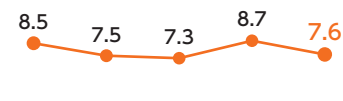
(単位:百万円)



経常利益率

7.6%

(単位:%)



第49期 第50期 第51期 第52期 第53期

1株当たり当期純利益

47.40円

(単位:円)

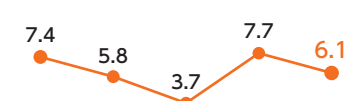


第49期 第50期 第51期 第52期 第53期

ROE

6.1%

(単位:%)



第49期 第50期 第51期 第52期 第53期

○ 1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

① 全般的概況

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益、雇用環境の改善が続き、緩やかな回復基調の動きが見られたものの、消費税増税の影響、米中の貿易摩擦による世界経済の減退懸念等に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、先行きは極めて不透明な状況で推移しております。

このような状況のもと、当社では、本年度が最終年度となる中期3カ年計画「アートネイチャーREBORNプラン」の完遂に向け、「お客様満足」、「体制革新」、「人財育成」、「従業員満足」の「4つの実現」を「4つの確立」に更に進化させ、営業基盤の拡大、生産性の向上等の各種諸施策を実行いたしました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、新商品の売上が好調に推移したことに加え、女性向け既製品ウィッグを販売する企業を子会社化したため、394億84百万円(前連結会計年度比3.9%増)となりました。一方利益面では、売上高は増加したものの、新領域の事業に踏み出すために、積極的に経営資源を投下したため、営業利益は29億19百万円(同9.5%減)、経常利益は30億6百万円(同9.1%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は15億42百万円(同17.3%減)となりました。

当社グループの主要事業は、毛髪関連製品の製造・販売及びサービスの提供です。主要商品・サービス及びセグメント別の売上高は次のとおりです。

(注) 本事業報告において「当社グループ」とは、会社法施行規則第120条第2項に用いられている「企業集団」を意味するものとします。

オーダーメイドかつら	HFL (ヘア・フォーライフ) FORCE、REQUA SOLID、フリーディアDeux
増毛	MRP DO、MRP01、ビューティーアップMeu
育毛ケア	LABOMO HairTech SYSTEMホームケアセット
育毛サービス	LABOMO HairTech SYSTEM
理容備品	LABOMO ヘアグロウ ミノキシ5、LABOMO ヘアカラートリートメント、アートミクロンシリーズ
既製品ウィッグ	ジュリア・オージェ、ANCS (アックス)、NAO-ART (ナオアート)

セグメント紹介

男性向け売上高

男性向け売上高については、効果的な広告宣伝の展開、あらゆる年代層の顧客定着施策の推進、販売スタッフの連携強化による新規顧客の定着率向上などの諸施策を実施した結果、新商品の売上好調が奏功し、新規・リピート売上ともに増加し223億69百万円(前連結会計年度比1.3%増)となりました。

売上高

223億69百万円

1.3%増 ▲

売上高比率

56.7%

売上高の推移

220億
86百万円

第52期

223億
69百万円

第53期

主要な事業内容(主要商品・サービス)

オーダーメイドかつら

HAIR FOR LIFE
FORCE
ヘア・フォーライフ フォース

REQUA
SOLID
レクア ソリッド

増毛

マーブドゥ
MRP DO

マーブゼロワン
MRP01

育毛ケア・サービス

LH
LABOMO
HairTech SYSTEM

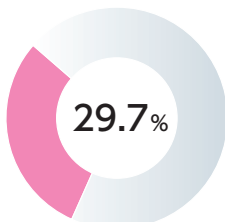
女性向け売上高

女性向け売上高については、効果的な広告宣伝の展開、展示試着会の効率的かつ効果的な開催の継続、長期的かつ継続的にお客様とのつながりを持てる体制づくり等の諸施策を実施した結果、新商品の売上好調が奏功し、新規売上が増加したため、117億37百万円(同1.7%増)となりました。

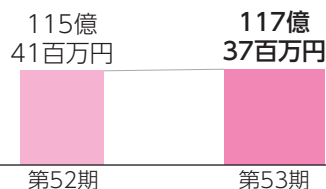
売上高

117億37百万円
1.7%増 ▲

売上高比率



売上高の推移



主要な事業内容(主要商品・サービス)

オーダーメイドかつら



増毛

Beauty Up *Meu*
ビューティアップミュウ

育毛ケア・サービス



女性向け既製品売上高

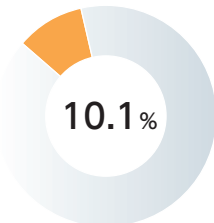
女性向け既製品ウィッグの売上高については、ジュリア・オージェ部門において、新店舗の出店、店舗毎のきめ細かなプロモーション、店舗毎の課題に迅速に対応する新たな店舗運営体制「ユニット制度」を導入するなど、店舗販売力強化に向けた諸施策を実施したことに加え、女性向け既製品ウィッグを販売する企業を子会社化した結果、39億82百万円(同24.5%増)となりました。

売上高

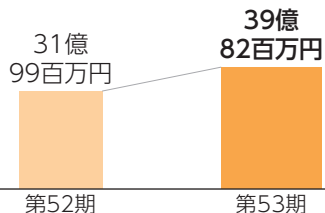
39億82百万円

24.5%増 ▲

売上高比率



売上高の推移



主要な事業内容(主要商品・サービス)

既製品ウィッグ

JO
ジュリア
オージェ
produced by アートネイチャー

新・さらら

ANCS
アートネイチャー

皆様に幸せが届きますように
NAO-ART
アートネイチャーグループ【ナオアート】

② 資金調達の状況

当社グループは、運転資金の効率的な調達を行うため、主要取引金融機関と総額50億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、本契約に基づく資金調達及び上記以外の資金調達は行っておりません。

③ 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は11億91百万円で、その主なものは次のとおりです。

イ 当連結会計年度中に購入または完成した主要設備

新規出店 1店舗 (LABOMO銀座店)

既存店舗の移転 4店舗 (仙台LS、加古川店、呉店、延岡店)

(注) LSは、「レディースサロン」をいいます。

別形態店舗 (ジュリア・オージェ) 新規出店 9店舗

(テラスモール松戸店、近鉄百貨店草津店、東武百貨店池袋店、
姫路山陽店、米子しんまち天満屋店、大丸梅田店、
松坂屋静岡店、東武百貨店船橋店、大丸芦屋店)

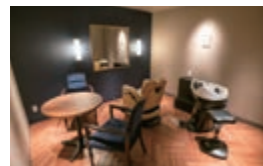
別形態店舗 (アックス病院内サロン) 新規出店 3店舗

(兵庫医科大学病院店、北海道大学病院店、
国立がん研究センター東病院店)

□ 当連結会計年度中において継続中の主要設備の新設

新規出店予定 1店舗 (小田原LS)

ハ 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。



④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

当社は、2019年10月16日付で、NAO-ART株式会社の全株式を取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第50期 2016年度	第51期 2017年度	第52期 2018年度	第53期 2019年度 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	38,961	37,254	37,985	39,484
営業利益 (百万円)	2,816	2,579	3,227	2,919
経常利益 (百万円)	2,923	2,707	3,308	3,006
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,394	897	1,864	1,542
1株当たり当期純利益	42円09銭	27円17銭	57円23銭	47円40銭
総資産 (百万円)	41,729	40,888	42,971	43,163
純資産 (百万円)	24,432	24,021	24,767	25,337
1株当たり純資産額	736円09銭	731円51銭	757円39銭	777円92銭

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分	第50期 2016年度	第51期 2017年度	第52期 2018年度	第53期 2019年度 (当期)
売上高 (百万円)	38,743	37,047	37,760	38,697
営業利益 (百万円)	3,188	2,808	3,190	3,000
経常利益 (百万円)	2,984	2,751	3,265	3,085
当期純利益 (百万円)	1,184	483	1,875	1,557
1株当たり当期純利益	35円74銭	14円65銭	57円57銭	47円88銭
総資産 (百万円)	41,214	40,056	42,174	42,102
純資産 (百万円)	24,644	23,856	24,716	25,219
1株当たり純資産額	742円88銭	726円86銭	756円22銭	774円69銭

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
ARTNATURE PHILIPPINES INC.	90,000,000 フィリピン・ペソ	100.0%	かつらの製造
ARTNATURE MANUFACTURING PHILIPPINES INC.	260,000,000 フィリピン・ペソ	100.0%	かつらの製造
<small>アイトゥリーファ</small> 瓊特丽发（上海）貿易有限公司	61,000,000 中国・人民元	100.0%	毛髪関連製品の販売
NAO-ART株式会社	10,000,000円	100.0%	毛髪関連製品の販売

(4) 対処すべき課題

当社グループの属する国内毛髪関連市場は、高齢化社会の進展、定年延長、女性労働の活性化、アンチエイジング志向の高まり等により需要の拡大が見込める一方で、毛髪業界のみならず、隣接業界との競合関係も厳しさを増していくものと推察されます。こうした環境下において、安定的な成長と企業価値の向上を目指すべく以下の課題に重点的に取り組んでまいります。

第一に、国内外の市場において、お客様の数を増やすことです。当社はお客様のニーズに応えた最高の品質の製品と最良のサービスを開発し、定期的に市場投入すると同時に、お客様に対してより効果的な反響が得られるような広告宣伝を工夫し、需要の掘り起こしを図ってまいります。メンズ及びレディース部門では、お客様満足の向上に注力し「アートネイチャーの真のファン」の数を増やすと共に、お客様の定着化に向けた施策を実践することで、安定的な成長を目指します。女性向け既製品ウィッグ部門は、お客様一人ひとりに合った提案を徹底することで、業績の拡大を目指します。理容備品販売においても、新商品の投入により商品ラインアップを増やし、商品を拡充すると共に、当社商品を取り扱うECサイトを増やす等、販路を拡大することで、業績拡大を目指します。海外市場においては、中国、シンガポール、タイ、マレーシアにおける当社ブランドの浸透と、地域に根差した販売施策によって潜在需要の掘り起こしを行い、業績の拡大に取り組めます。

第二に、既存事業以外の新領域の事業に挑むことです。これまで取組んできた、比較的安い価格帯のウィッグ事業、医薬品販売事業、医療関連サポート事業を着実に軌道に乗せると共に、国内外のM&Aや新規事業の立ち上げ等により、新領域の事業に取組み、当社グループの更なる成長を図ってまいります。

第三に、高水準の人財を安定的に確保することです。当社では社員一人ひとりが生き生きと働いて、最大限のパフォーマンスを発揮できるように様々な施策を講じています。女性活躍推進法に基づく優良企業として「えるぼし」の認定を取得する等、ダイバーシティマネジメントを推進しております。また、「働き方改革」の中での長時間労働の撲滅や仕事と家庭の両立を支援する仕組み等のワークライフ・バランスを重視すると共に、健康経営を積極的に推進しております。今後も様々な施策を実践していくことで、従業員との一体感を醸成し、より働き甲斐のある職場を作ってまいります。

第四に、多岐に亘るお客様ニーズへの対応力と本社における企画力や経営管理力の引き上げです。当社では、正社員の約8割に当たる1,880名(2020年3月31日現在)が理容師または美容師の資格保有者です。これらの従業員の「技術力」「接客力」「商品提案力」といった基礎能力を引き上げ、お客様ニーズを満たし、お客様から信頼され共感される人財の育成を目指してまいります。営業部門以外の従業員についても、様々な企画立案やグループ会社の経営管理を担える人財を育成すべく、各分野のエキスパートになるために、教育研修制度の確立と自己研鑽を支援する仕組みを構築してまいります。

第五に、当社グループの中長期的な企業価値を向上させることです。当社グループでは既にSDGsに係る様々な取組みを実践していますが、新たに「プラスチックの削減」と「新しいサービス体制の構築」に挑むと共に、IR活動等を通じて、市場との対話を強化してまいります。

第六に、当社グループをより収益が生み出せる体制へ転換することです。当社グループの収益構造を見直し、あらゆる無駄を徹底的にそぎ落とすことで、固定費を圧縮し、損益分岐点を引き下げ、効率的かつ効果的な収益体制を実現してまいります。また、ペーパーレス化やシステム化等により業務の刷新を進め、生産性を向上させてまいります。

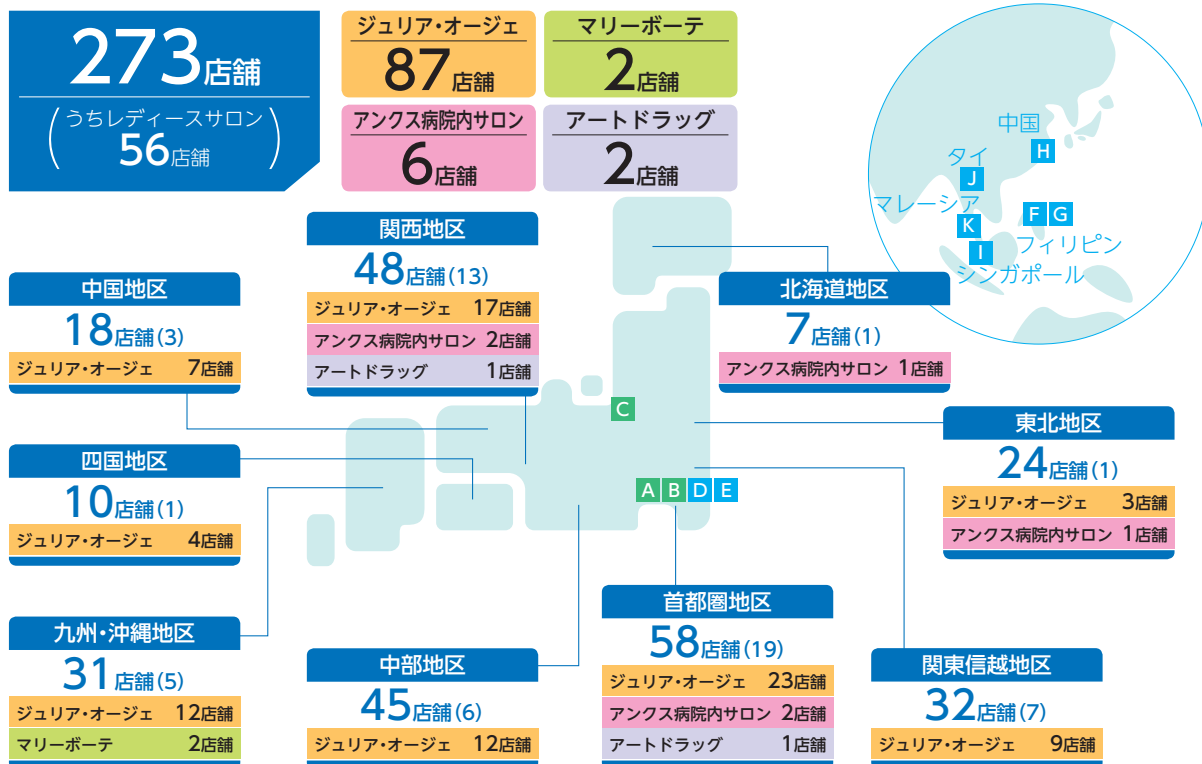
(5) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

■ 当社

- 本社（東京都渋谷区） **A**
- AN第2別館（東京都渋谷区） **B**
- 商品物流センター（新潟県村上市） **C**

■ 子会社

- NAO-ART株式会社（東京都千代田区） **D**
- 株式会社アート三川屋（東京都渋谷区） **E**
- ARTNATURE PHILIPPINES INC.（フィリピン） **F**
- ARTNATURE MANUFACTURING PHILIPPINES INC.（フィリピン） **G**
- アイトゥーフォー 瓊特麗友（上海）貿易有限公司（中国） **H**
- ARTNATURE SINGAPORE PTE. LTD.（シンガポール） **I**
- ARTNATURE（THAILAND）CO.,LTD.（タイ） **J**
- ARTNATURE MALAYSIA SDN. BHD.（マレーシア） **K**



(6) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 当社グループの従業員の状況

事業部門の名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
毛髪関連事業	3,722人	392人増
全社（共通）	209人	20人増
合計	3,931人	412人増

- (注) 1. 従業員数は、就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除く）であり、上記従業員の他に、臨時従業員（パートタイマー、派遣社員、契約社員、嘱託社員を含む）497人（期中平均人員）を雇用しております。
2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、特定の事業部門に区分できない管理部門に所属しているものであります。
3. 毛髪関連事業の人員数が392人増加しておりますが、その主な理由は、ARTNATURE MANUFACTURING PHILIPPINES INC.において、臨時従業員を直接雇用したことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,290人	18人減	41.9歳	10年5ヶ月

- (注) 従業員数は、就業人員（当社から当社外への出向者を除く）であり、上記従業員の他に、臨時従業員（パートタイマー、派遣社員、契約社員、嘱託社員を含む）267人（期中平均人員）を雇用しております。

(7) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

金融機関からの借入金はありません。

なお、取引金融機関と融資限度額を決めたコミットメントライン契約（融資限度額50億円）を締結しております。

○ 2 会社の現況 (2020年3月31日現在)

(1) 株式の状況

- ① 発行可能株式総数 110,880,000株
- ② 発行済株式の総数 34,393,200株 (自己株式1,631,939株を含む)
- ③ 株主数 5,735名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
五 十 嵐 祥 剛	6,175,640 ^株	18.8 [%]
有 限 会 社 ア イ ・ コ ー ポ レ ー シ ョ ン	3,302,000	10.0
塚 本 武	2,550,600	7.7
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	1,667,500	5.0
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,355,300	4.1
五 十 嵐 啓 介	989,200	3.0
石 井 英 昭	969,300	2.9
ア ー ト ネ イ チ ャ ー 社 員 持 株 会	726,435	2.2
光 通 信 株 式 会 社	652,800	1.9
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	590,100	1.8

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,631,939株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 なお、自己株式1,631,939株には、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式394,300株は含まれておりません。
3. 大株主について、当社として実質所有を確認できた五十嵐啓介の所有株式数については、信託財産等を合算(名寄せ)して表示していますが、その他については、株主名簿の記載通りに記載しています。

(2) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況

(2020年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長	五十嵐 祥 剛	ARTNATURE MANUFACTURING PHILIPPINES INC. 取締役会長 ARTNATURE LANDHOLDING PHILIPPINES INC. 取締役会長 アイトゥリーフ 瓊特丽发 (上海) 貿易有限公司 董事長 ARTNATURE SINGAPORE PTE. LTD. 取締役会長 ARTNATURE MALAYSIA SDN. BHD. 取締役会長 ARTNATURE (THAILAND) CO.,LTD. 取締役会長
専 務 取 締 役	森 安 寿 一	上席執行役員営業本部長 営業本部 主担当 (メンズ担当)
常 務 取 締 役	五十嵐 啓 介	営業本部 副担当 (西日本強化担当) 有限会社アイ・コーポレーション 代表取締役社長
常 務 取 締 役	内 藤 功	管理本部・経営企画部・コンプライアンス統括室、海外事業担当 アイトゥリーフ 瓊特丽发 (上海) 貿易有限公司 董事 ARTNATURE SINGAPORE PTE. LTD. 取締役 ARTNATURE MALAYSIA SDN. BHD. 取締役 ARTNATURE (THAILAND) CO.,LTD. 取締役 NAO-A R T 株式会社 取締役
常 務 取 締 役	川 田 孝 志	上席執行役員営業本部副本部長 営業本部 副担当 (企画・レディース担当、外販商品営業部担当) 株式会社AN友の会 代表取締役社長 NAO-A R T 株式会社 取締役
取 締 役	川 添 久 幸	上席執行役員生産本部長 生産本部 担当 ARTNATURE MANUFACTURING PHILIPPINES INC. 取締役社長 ARTNATURE LANDHOLDING PHILIPPINES INC. 取締役副会長
取 締 役	佐 竹 圭 介	上席執行役員営業本部副本部長 営業本部 副担当 (マーケティング推進部担当) 株式会社アート三川屋 取締役
取 締 役	社外取締役 長 尾 二 郎 独立役員	左門町法律事務所 弁護士
取 締 役	社外取締役 小橋川 保 子 独立役員	JK & CREW 税理士 法人社員 公認会計士 税理士

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況				
常 勤 監 査 役	松 島 俊 一					
監 査 役	<table border="1"> <tr> <td>社外監査役</td> <td>独立役員</td> </tr> <tr> <td>長谷川 裕 昭</td> <td></td> </tr> </table>	社外監査役	独立役員	長谷川 裕 昭		税理士法人長谷川共同会計事務所代表社員
社外監査役	独立役員					
長谷川 裕 昭						
監 査 役	<table border="1"> <tr> <td>社外監査役</td> <td>独立役員</td> </tr> <tr> <td>檜 山 聡</td> <td></td> </tr> </table>	社外監査役	独立役員	檜 山 聡		きっかわ総合法律事務所 弁護士
社外監査役	独立役員					
檜 山 聡						

- (注) 1. 取締役 長尾 二郎及び小橋川 保子は、社外取締役であります。
 2. 監査役 長谷川 裕昭及び檜山 聡は、社外監査役であります。
 3. 監査役 長谷川 裕昭は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4. 当社は、取締役 長尾 二郎及び小橋川 保子ならびに監査役 長谷川 裕昭及び檜山 聡を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 当社と取締役 長尾 二郎、小橋川 保子、監査役 松島 俊一、長谷川 裕昭、檜山 聡は会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

② 当事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
小 林 芳 雄	2019年6月20日	辞 任	常 勤 監 査 役

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報酬等の額 (千円)
取 締 役 (内 社 外 取 締 役)	9人 (2人)	338,560 (10,560)
監 査 役 (内 社 外 監 査 役)	4人 (2人)	32,270 (9,600)
合 計 (内 社 外 役 員)	13人 (4人)	370,830 (20,160)

- (注) 1. 取締役の報酬額は、2012年6月21日開催の第45回定時株主総会において年額700百万円以内と決議いただいております。
 2. 監査役の報酬額は、2006年6月29日開催の第39回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
 3. 上記の報酬等の額には、当事業年度における取締役7名に対する役員賞与引当金の繰入額100百万円が含まれております。
 4. 上記の報酬等の額とは別に、当事業年度における取締役7名に対する株式報酬型ストックオプションによる報酬額48百万円を計上しております。
 5. 上記の報酬等の額にグループ会社役員兼務の取締役に対するグループ会社からの当事業年度の役員報酬等を加えた取締役への支払総額は342百万円となります。
 なお、グループ会社からの退職慰労金はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ 社外取締役に関する事項

取締役 長尾 二郎

- (ア) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- (イ) 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- (ウ) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者を除く）との親族関係
当社の知りうる限り、当社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者を除く）の三親等以内の親族等であったことはありません。
- (エ) 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の18回の取締役会の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適時適切な質問、助言を行う等、独立した立場からの監督を十分に行っております。
- (オ) 責任限定契約の内容の概要
社外取締役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合について、法令に定める最低責任限度額を限度として責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。
なお、上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものと同契約で規定されております。
- (カ) 当社の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

取締役 小橋川 保子

- (ア) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- (イ) 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- (ウ) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者を除く）との親族関係
当社の知りうる限り、当社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者を除く）の三親等以内の親族等であったことはありません。
- (エ) 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の18回の取締役会の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、適時適切な質問、助言を行う等、独立した立場からの監督を十分に行っております。
- (オ) 責任限定契約の内容の概要
社外取締役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合について、法令に定める最低責任限度額を限度として責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。
なお、上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものと同契約で規定されております。
- (カ) 当社の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

□ 社外監査役に関する事項

監査役 長谷川 裕昭

- (ア) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- (イ) 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- (ウ) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者を除く）との親族関係
当社の知りうる限り、当社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者を除く）の三親等以内の親族等であったことはありません。
- (エ) 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の18回の取締役会、及び15回の監査役会のいずれも全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、適時適切な質問、助言を行う等、独立の立場から経営を監視し、監査機能を十分に担っております。
- (オ) 責任限定契約の内容の概要
社外監査役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合について、法令に定める最低責任限度額を限度として責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。
なお、上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものと同契約で規定されております。
- (カ) 当社の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

監査役 檜山 聡

- (ア) 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- (イ) 他の法人等の社外役員としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- (ウ) 会社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者を除く）との親族関係
当社の知りうる限り、当社または会社の特定関係事業者の業務執行者または役員（業務執行者を除く）の三親等以内の親族等であったことはありません。
- (エ) 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の18回の取締役会、及び15回の監査役会のいずれも全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から、適時適切に質問、助言を行う等、独立の立場から経営を監視し、監査機能を十分に担っております。
- (オ) 責任限定契約の内容の概要
社外監査役が任務を怠ったことによって当社に対して損害賠償責任を負う場合について、法令に定める最低責任限度額を限度として責任を負う旨の責任限定契約を締結しております。
なお、上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものと同契約で規定されております。
- (カ) 当社の子会社等から当事業年度の役員として受けた報酬等の額
該当事項はありません。

(3) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額 (千円)
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	42,000
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	42,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社ARTNATURE PHILIPPINES INC.及びARTNATURE MANUFACTURING PHILIPPINES INC.の会計監査はSYCIP GORRES VELAYO & CO.が、^{アイトゥリーフ}瓊特丽友(上海)貿易有限公司の会計監査は、上海銘瑞会計師事務所有限公司が行っております。

③ 会計監査人の報酬等に対して監査役会等が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び監査報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑤ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、当該会計監査人の解任の検討をし、解任が妥当と認められる場合には、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) コーポレートガバナンス・コードへの対応

① 基本的な考え方

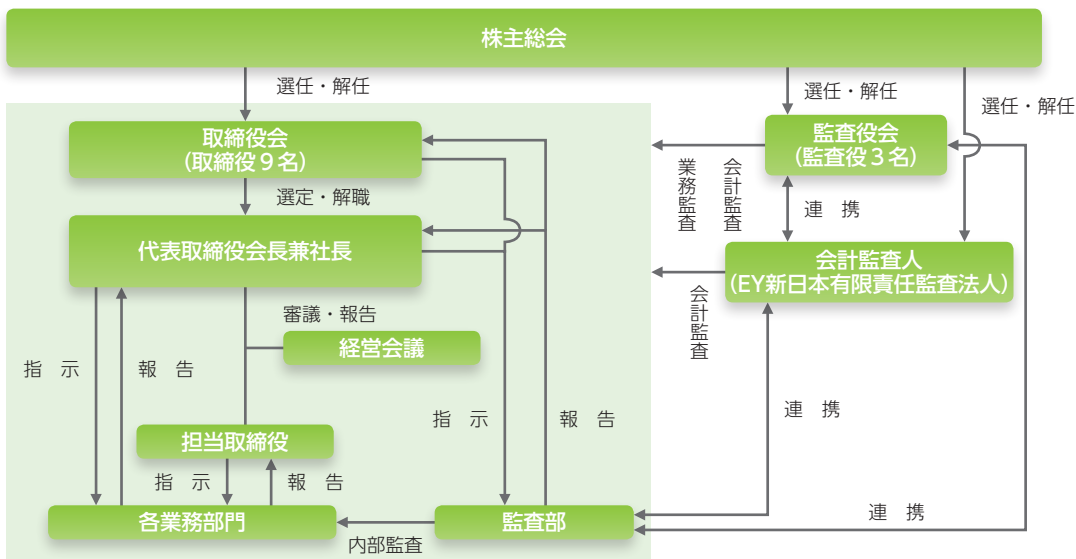
当社グループは、「ふやしたいのは、笑顔です。」をモットーに、髪に関して悩みを抱えている一人ひとりのお客様に最も適した製品、サービスを提供することにより、お客様に満足頂ける毛髪文化を創造することを経営理念としております。

この理念に沿って、当社グループの持続的な発展を追求するとともに、適正な利益を確保することによって、株主・取引先・従業員・地域社会等のステークホルダーと共に繁栄する企業を目指しております。これを実践するために、コーポレート・ガバナンスの充実に努めるとともに、法令を遵守するコンプライアンス経営を推進いたします。

② 基本方針

- イ 株主の権利・平等性の確保に努めます。
- ロ 株主以外のステークホルダー（お客様、取引先、債権者、地域社会、従業員等）との適切な協働に努めます。
- ハ 適切な情報開示と透明性の確保に努めます。
- ニ 透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うため、取締役会の役割・責務の適切な遂行に努めます。
- ホ 株主との建設的な対話に努めます。

(当社のコーポレート・ガバナンス体制の概略は以下のとおりであります。)



(5) 株式会社の支配に関する基本方針

当社が企業価値の維持・向上を実現するためには、中長期的な経営戦略に基づき、商品開発力の強化、人材の育成、グループ経営によるコスト低減、生産性向上を目指した事業展開を実施する等の種々の施策に継続的に取り組むことが必要であり、また株主、取引先、従業員、地域住民等のステークホルダーとの信頼関係を維持していくことが不可欠であると考えております。

上記施策の継続的实施や取引先を始めとするステークホルダーとの信頼関係の維持が当社の株式の買付を行う者によって中長期的に確保されない場合は、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社取締役会は、上記の施策の継続的な実施、及び取引先を始めとするステークホルダーとの信頼関係の維持が確保されない、即ち、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株式の大量取得や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えています。

現在のところ、当社の株式を大量に取得しようとする者の存在によって当社に具体的な脅威が発生している訳ではなく、また、当社として、そのような買付者が出現した場合の具体的な取組み（いわゆる「買収防衛策」）を予め定めるものではありません。

しかしながら、当社としましては、株主・投資家の皆様から負託されました当然の責務として、当社株式取引や株主の異動を常に注視し、当社株式を大量に取得しようとする者が出現した場合には、直ちに当社として最も適切と判断する措置を取るものとします。

具体的には、社外の専門家を含めて当該買収提案の評価や株式取得者との交渉を行い、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない場合には、具体的な対抗措置の要否及び内容等を速やかに決定し、実行する体制を整えるものとします。

(6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主への利益還元を経営の最重要課題の一つと認識しており、経営基盤の強化、財務体質の強化及び将来の事業拡大のための内部留保の充実を勘案しつつ、株主への安定配当の維持に努めることを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針とします。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

内部留保資金につきましては厳しい競合他社との競争に打ち勝っていくため、他社との差別化、営業力強化を図るべく店舗の移転・リニューアル、システム等に有効投資してまいりたいと考えております。

当社は、「取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

○ 連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

単位：百万円

科 目	当年度	[ご参考] 前年度	科 目	当年度	[ご参考] 前年度
資産の部			負債の部		
流動資産	24,553	25,206	流動負債	10,523	11,213
現金及び預金	17,096	18,275	買掛金	218	210
売掛金	2,887	3,109	1年内返済予定の長期借入金	-	398
有価証券	22	42	未払金	2,140	2,368
商品及び製品	2,095	1,430	未払法人税等	574	1,198
仕掛品	143	129	前受金	5,270	4,770
原材料及び貯蔵品	1,312	1,324	賞与引当金	954	878
前払費用	761	675	役員賞与引当金	100	132
その他	242	226	商品保証引当金	38	35
貸倒引当金	△6	△7	ポイント引当金	96	93
			その他	1,130	1,126
固定資産	18,610	17,764	固定負債	7,302	6,989
有形固定資産	9,099	9,282	退職給付に係る負債	3,935	3,714
建物及び構築物	5,015	5,285	資産除去債務	1,452	1,400
機械装置及び運搬具	52	21	その他	1,914	1,874
土地	3,526	3,525	負債合計	17,825	18,203
建設仮勘定	8	95	純資産の部		
その他	496	355	株主資本	25,268	24,775
無形固定資産	1,422	744	資本金	3,667	3,667
のれん	774	4	資本剰余金	3,558	3,557
その他	648	739	利益剰余金	19,141	18,510
投資その他の資産	8,087	7,737	自己株式	△1,099	△960
投資有価証券	1,928	2,056	その他の包括利益累計額	△89	△119
繰延税金資産	3,181	3,029	その他有価証券評価差額金	△49	1
敷金及び保証金	2,411	2,343	為替換算調整勘定	37	△3
退職給付に係る資産	33	15	退職給付に係る調整累計額	△76	△117
その他	588	348	新株予約権	145	99
貸倒引当金	△55	△56	非支配株主持分	13	12
資産合計	43,163	42,971	純資産合計	25,337	24,767
			負債純資産合計	43,163	42,971

○ 連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

単位：百万円

科 目	当年度	[ご参考] 前年度
売上高	39,484	37,985
売上原価	12,320	11,756
売上総利益	27,163	26,228
販売費及び一般管理費	24,243	23,001
営業利益	2,919	3,227
営業外収益	146	140
受取利息	70	78
受取手数料	15	15
為替差益	-	21
受取補償金	19	-
その他	42	25
営業外費用	60	59
支払利息	1	4
支払保証料	37	44
為替差損	11	-
その他	10	11
経常利益	3,006	3,308
特別利益	-	0
固定資産売却益	-	0
特別損失	438	307
固定資産売却損	0	-
固定資産除却損	0	0
減損損失	438	307
税金等調整前当期純利益	2,567	3,000
法人税、住民税及び事業税	1,166	1,408
法人税等調整額	△140	△272
当期純利益	1,542	1,864
非支配株主に帰属する当期純利益	0	0
親会社株主に帰属する当期純利益	1,542	1,864

○ 連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

単位：百万円

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日残高	3,667	3,557	18,510	△960	24,775
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△911		△911
親会社株主に帰属する当期純利益			1,542		1,542
自己株式の取得				△146	△146
自己株式の処分		0		7	8
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	0	630	△138	492
2020年3月31日残高	3,667	3,558	19,141	△1,099	25,268

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
2019年4月1日残高	1	△3	△117	△119	99	12	24,767
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△911
親会社株主に帰属する当期純利益							1,542
自己株式の取得							△146
自己株式の処分							8
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△51	40	41	30	46	0	77
連結会計年度中の変動額合計	△51	40	41	30	46	0	569
2020年3月31日残高	△49	37	△76	△89	145	13	25,337

○ 貸借対照表 (2020年3月31日現在)

単位：百万円

科 目	当年度	[ご参考] 前年度	科 目	当年度	[ご参考] 前年度
資産の部			負債の部		
流動資産	22,562	23,716	流動負債	9,769	10,642
現金及び預金	15,893	17,211	買掛金	245	258
売掛金	2,776	3,086	1年内返済予定の長期借入金	-	398
商品	1,892	1,378	リース債務	-	7
貯蔵品	1,147	1,185	未払金	2,072	2,352
前払費用	714	646	未払費用	460	539
その他	142	215	未払法人税等	560	1,176
貸倒引当金	△6	△7	未払消費税等	360	244
固定資産	19,540	18,457	前受金	4,703	4,279
有形固定資産	8,702	8,972	預り金	165	230
建物	4,722	5,003	賞与引当金	954	878
構築物	75	73	役員賞与引当金	100	132
機械及び装置	0	0	商品保証引当金	38	35
車両運搬具	0	0	ポイント引当金	96	93
工具器具備品	445	322	その他	13	13
土地	3,453	3,453	固定負債	7,112	6,814
リース資産	4	23	退職給付引当金	3,758	3,543
建設仮勘定	0	95	資産除去債務	1,452	1,400
無形固定資産	645	737	その他	1,902	1,871
ソフトウェア	525	619	負債合計	16,882	17,457
リース資産	0	11	純資産の部		
その他	119	106	株主資本	25,124	24,616
投資その他の資産	10,192	8,747	資本金	3,667	3,667
投資有価証券	1,928	2,056	資本剰余金	3,558	3,557
関係会社株式	2,145	1,133	資本準備金	3,554	3,554
出資金	0	0	その他資本剰余金	4	3
長期貸付金	682	339	利益剰余金	18,997	18,351
長期前払費用	7	4	利益準備金	88	88
繰延税金資産	3,162	2,997	その他利益剰余金	18,909	18,262
敷金及び保証金	2,393	2,335	別途積立金	3,000	3,000
会員権	90	90	繰越利益剰余金	15,909	15,262
貸倒引当金	△219	△211	自己株式	△1,099	△960
資産合計	42,102	42,174	評価・換算差額等	△49	1
			その他有価証券評価差額金	△49	1
			新株予約権	145	99
			純資産合計	25,219	24,716
			負債純資産合計	42,102	42,174

○ 損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

単位：百万円

科 目	当年度	[ご参考] 前年度
売上高	38,697	37,760
売上原価	12,434	11,910
売上総利益	26,263	25,849
販売費及び一般管理費	23,262	22,659
営業利益	3,000	3,190
営業外収益	162	157
受取利息	70	80
為替差益	-	15
受取手数料	15	15
受取補償金	19	-
その他	57	45
営業外費用	77	82
支払利息	1	4
為替差損	21	-
貸倒引当金繰入額	7	23
支払保証料	37	44
その他	9	10
経常利益	3,085	3,265
特別利益	-	-
特別損失	549	305
固定資産除却損	0	0
減損損失	434	305
関係会社株式評価損	115	-
税引前当期純利益	2,535	2,959
法人税、住民税及び事業税	1,119	1,357
法人税等調整額	△142	△272
当期純利益	1,557	1,875

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

単位：百万円

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		別途積立金	繰越利益剰余金	
2019年4月1日残高	3,667	3,554	3	3,557	88	3,000	15,262	18,351
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△911	△911
当期純利益							1,557	1,557
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計	-	-	0	0	-	-	646	646
2020年3月31日残高	3,667	3,554	4	3,558	88	3,000	15,909	18,997

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2019年4月1日残高	△960	24,616	1	1	99	24,716
事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△911				△911
当期純利益		1,557				1,557
自己株式の取得	△146	△146				△146
自己株式の処分	7	8				8
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			△51	△51	46	△5
事業年度中の変動額合計	△138	508	△51	△51	46	503
2020年3月31日残高	△1,099	25,124	△49	△49	145	25,219

○ 連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

株式会社アートネイチャー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 榎田達也[Ⓔ]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 成田礼子[Ⓔ]
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アートネイチャーの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アートネイチャー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

○ 計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

株式会社アートネイチャー
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 櫛田達也[Ⓔ]
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 成田礼子[Ⓔ]
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アートネイチャーの2019年4月1日から2020年3月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

○ 監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告をいたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、執行役員及び内部監査担当部署その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、執行役員及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている当社財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
 会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

特に記載すべき重要な後発事象はございません。

2020年5月22日

株式会社アートネイチャー 監査役会

常勤監査役 松島 俊 一 ㊞

社外監査役 長谷川 裕 昭 ㊞

社外監査役 檜山 聡 ㊞

以上

(ご参考)

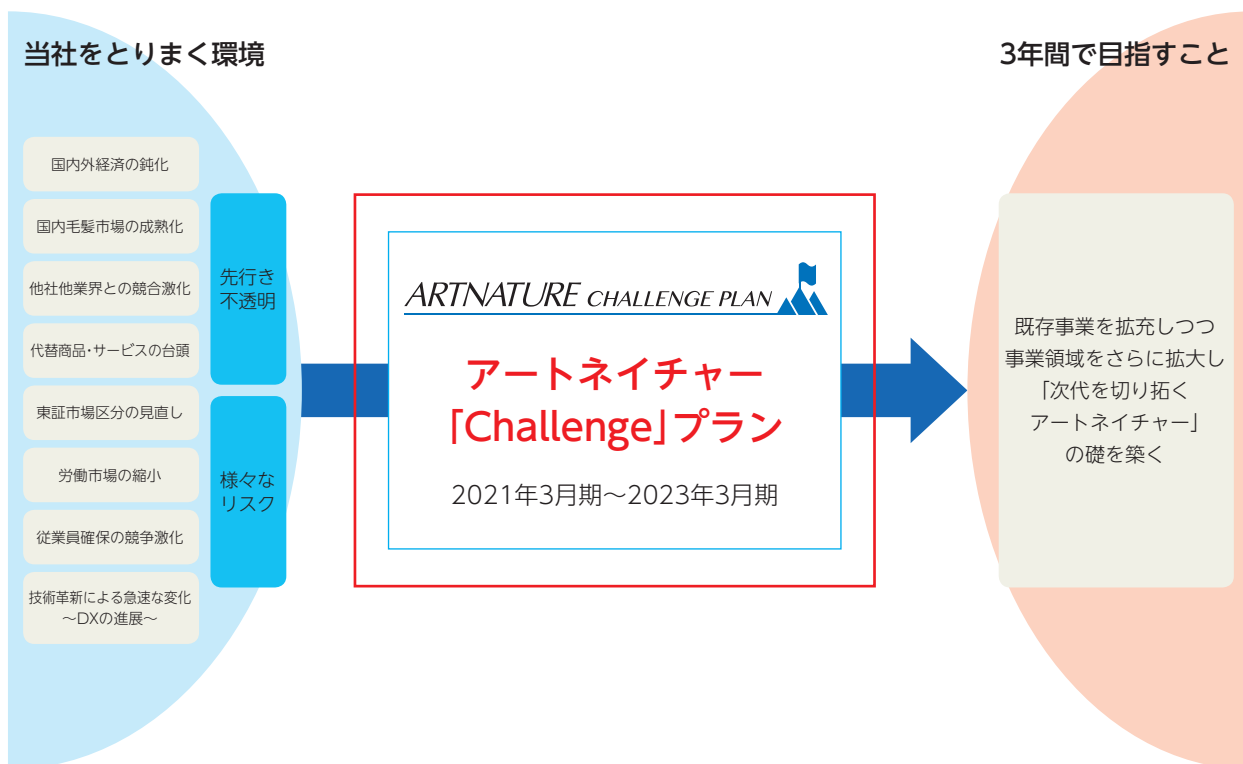
中期経営計画 「アートネイチャーChallengeプラン」について

当社は、2021年3月期を初年度とする3ヵ年計画「アートネイチャーChallengeプラン」を策定しましたので、その概要についてご案内申し上げます。

アートネイチャーChallengeプランとは

「事業ラインナップを拡充させ、社内体制を整備させることで業績を拡大させる」という目標に「挑む」ことから「アートネイチャーChallengeプラン」としています。

将来への見通しが不確実な昨今において当社の強みを活かし、中期経営計画でさまざまな課題に挑戦していくことで、既存領域の拡充、事業領域を拡大し、次代を切り拓く礎を築いていきます。



(ご参考)

重点項目について

今回の中期経営計画「アートネイチャーChallengeプラン」では、目標達成のための注力すべき重点項目を洗い出し、重点Challenge項目として策定しました。

| アートネイチャー「Challenge」プラン 達成のための重点Challenge項目 |



業績伸長	
・既存事業の拡大 ・発毛剤事業の拡充	・スタンダードウィッグ事業の拡充 ・医療機関サポート事業の拡充
新領域の開拓	
・国内外のM&A ・新規事業	・オープンイノベーション
採用の強化	
・人材採用の強化	・従業員の定着化
人財の育成	
・現場力の強化	・本社人財の強化
市場との対話	
・SDGsの実践 ・コーポレートガバナンス強化	・IR活動の強化
業務の刷新	
・各種制度の見直し	・本社業務の刷新

業績においては、3年にわたり継続的に成長する事を想定しています。しかしながら、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大が国内経済及び当社業績に与える影響に関しまして、現時点で合理的な算出が困難であることから、2021年3月期の業績予想は未定とさせていただき、今後予想が可能となりました段階で速やかに公表することといたします。

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

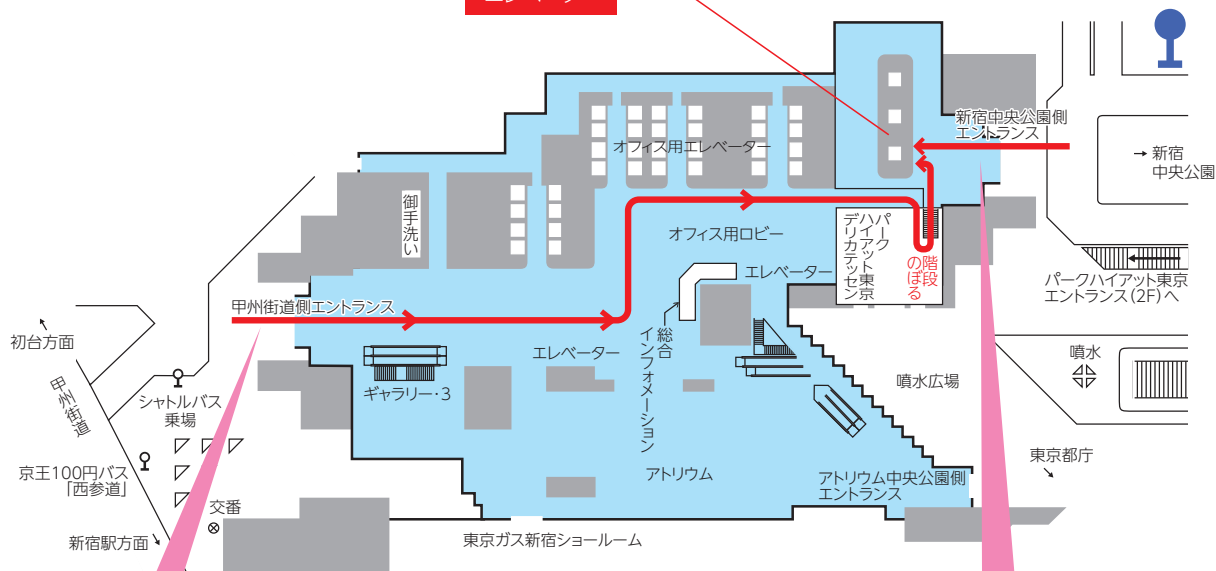
パークハイアット東京 会場ご案内図

会場：
39階 ボールルーム

新宿WEバス
「パークハイアット東京前」



会場への
エレベーター



新宿駅
京王新線初台駅 より

新宿WEバス
「パークハイアット東京前」
都営大江戸線都庁前駅 より

● 株主総会会場のご案内

会場 東京都新宿区西新宿三丁目7番1号
新宿パークタワー パークハイアット東京
 39階 ボールルーム

交通のご案内

- JR線・小田急線 **新宿駅** 下車 **南口** …………… 徒歩約13分
- 京王新線 **初台駅** 下車 **東口** …………… 徒歩約10分
- 都営大江戸線 **都庁前駅** 下車 **A4出口** …………… 徒歩約7分



会場付近略図

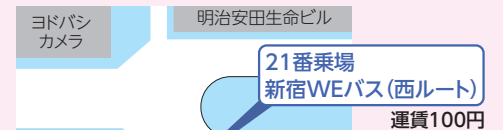


◀◀◀ 39階 ボールルームへの
 フロア案内図は、
 前ページをご覧ください。

新宿駅から 「WEバス」が便利です。

新宿駅西口 京王バス21番乗場より
 新宿WEバス 西ルート乗車

「パークハイアット東京前」下車 (5~10分で到着)



22番乗場 ♀ 20番乗場 ♂
 京王百貨店 新宿駅 西口

時刻表	8時	33	41	49	55
	9時	6	16	29	45



UD FONT ユニバーサルデザイン(UD)の
 考えに基づいた
 見やすいデザインの文字を
 採用しています。

